

町営住宅入居者募集要項

募集住宅	街なか町営住宅本町住宅B棟 (木造 2階建) 金山町大字金山 505-2																									
間取り	居間 8畳、台所 8畳、寝室 7畳、テラス、浴室、トイレ、洗面脱衣所、押入れ、ガスコンロ、FF型ガス給湯器設置済 ペット同居不可																									
町営住宅は、計算した※収入月額(月額所得金額)によって家賃が決定します。																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>本町住宅 B棟の家賃</th><th>入居者の ※収入月額</th><th>区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>31,500</td><td>~104,000</td><td rowspan="4">本来階層</td></tr> <tr> <td>36,400</td><td>104,001~123,000</td></tr> <tr> <td>41,600</td><td>123,001~139,000</td></tr> <tr> <td>46,900</td><td>139,001~158,000</td></tr> <tr> <td>53,600</td><td>158,001~186,000</td><td rowspan="3">※裁量階層</td></tr> <tr> <td>61,900</td><td>186,001~214,000</td></tr> <tr> <td>79,000</td><td>214,001~259,000</td></tr> </tbody> </table>		本町住宅 B棟の家賃	入居者の ※収入月額	区分	31,500	~104,000	本来階層	36,400	104,001~123,000	41,600	123,001~139,000	46,900	139,001~158,000	53,600	158,001~186,000	※裁量階層	61,900	186,001~214,000	79,000	214,001~259,000						
本町住宅 B棟の家賃	入居者の ※収入月額	区分																								
31,500	~104,000	本来階層																								
36,400	104,001~123,000																									
41,600	123,001~139,000																									
46,900	139,001~158,000																									
53,600	158,001~186,000	※裁量階層																								
61,900	186,001~214,000																									
79,000	214,001~259,000																									
<p>※裁量階層…高齢者世帯(60歳以上)、子育て世帯(高校卒業するまでの者を扶養)、新婚世帯(二人の年齢の合計が80歳未満かつ結婚から10年以内)、障がい者等含む世帯のいずれかに該当するものです。</p> <p>※収入月額は、入居予定者全員の年間総所得額の合計から公営住宅法に規定する控除額(下記の表のとおり)を控除し、12で割った額です。</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>控除の種類</th><th>控除額</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与所得等控除</td><td>1人につき 10万円</td><td>給与・年金所得等を有する者 (その者の所得が10万円未満の場合は当該所得金額)</td></tr> <tr> <td>同居親族等控除</td><td>1人につき 38万円</td><td>本人を除く同居親族及び遠隔地扶養親族</td></tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者控除・老人扶養控除</td><td>1人につき 10万円</td><td>70歳以上の控除対象配偶者・扶養親族</td></tr> <tr> <td>特定扶養親族控除</td><td>1人につき 25万円</td><td>扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人(配偶者を除く)</td></tr> <tr> <td>障害者控除(特別障害者控除)</td><td>1人につき 27万円 (40万円)</td><td>本人及び扶養親族のうち、障害者手帳等の交付がされている者 (本人及び扶養親族のうち、重度の障がいのある者)</td></tr> <tr> <td>寡婦(寡夫)控除</td><td>1人につき 27万円</td><td>所得税法上寡婦又は寡夫控除に該当する者</td></tr> <tr> <td>ひとり親控除</td><td>1人につき 35万円</td><td>所得税法上ひとり親控除に該当する者 (その者の所得が35万円未満の場合は当該所得金額)</td></tr> </tbody> </table>		控除の種類	控除額	内容	給与所得等控除	1人につき 10万円	給与・年金所得等を有する者 (その者の所得が10万円未満の場合は当該所得金額)	同居親族等控除	1人につき 38万円	本人を除く同居親族及び遠隔地扶養親族	老人控除対象配偶者控除・老人扶養控除	1人につき 10万円	70歳以上の控除対象配偶者・扶養親族	特定扶養親族控除	1人につき 25万円	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人(配偶者を除く)	障害者控除(特別障害者控除)	1人につき 27万円 (40万円)	本人及び扶養親族のうち、障害者手帳等の交付がされている者 (本人及び扶養親族のうち、重度の障がいのある者)	寡婦(寡夫)控除	1人につき 27万円	所得税法上寡婦又は寡夫控除に該当する者	ひとり親控除	1人につき 35万円	所得税法上ひとり親控除に該当する者 (その者の所得が35万円未満の場合は当該所得金額)	
控除の種類	控除額	内容																								
給与所得等控除	1人につき 10万円	給与・年金所得等を有する者 (その者の所得が10万円未満の場合は当該所得金額)																								
同居親族等控除	1人につき 38万円	本人を除く同居親族及び遠隔地扶養親族																								
老人控除対象配偶者控除・老人扶養控除	1人につき 10万円	70歳以上の控除対象配偶者・扶養親族																								
特定扶養親族控除	1人につき 25万円	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人(配偶者を除く)																								
障害者控除(特別障害者控除)	1人につき 27万円 (40万円)	本人及び扶養親族のうち、障害者手帳等の交付がされている者 (本人及び扶養親族のうち、重度の障がいのある者)																								
寡婦(寡夫)控除	1人につき 27万円	所得税法上寡婦又は寡夫控除に該当する者																								
ひとり親控除	1人につき 35万円	所得税法上ひとり親控除に該当する者 (その者の所得が35万円未満の場合は当該所得金額)																								
入居時期	申込日から概ね3週間程度																									

一 申 し 込み 手 続 き に つ い て 一

入居申込資格	①同居しようとする親族があること。
	②所得月額（※）が15万8千円（裁量階層対象者は25万9千円）以下の方 ※所得月額とは、入居者及び同居者の過去1年間の所得金額の合計から、公営住宅法施行令で定める額を控除し、12で割った額をいいます。
	③現に住宅に困窮していることが明らかなこと。 ※申込者、又は同居親族名義の持家（共有名義を含む。）がある方は除く。
	④入居申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと。
	⑤市町村民税等の滞納がないこと。
申込受付期間	随時（令和8年3月31日（火）まで） ※先着順により申込を受付け、審査会を経て、入居者を決定いたします ※受付は、土・日曜や祝日など役場の休日を除く、8時30分～17時15分の間とさせていただきます。
申込書類	①入居申込書（環境整備課備付け）
	②住民票謄本 申込者及び同居者の全員分
	③過去1年間の所得を証する書類 申込者及び同居者全員分（児童・生徒は除く） ・所得のある方・・・所得証明書 ※公的年金等も所得とみなされます。 ・所得がない方・・・非課税証明書 (注) 過去1年間の所得はないが、現在所得がある方（就職、転職等）は、給与支払（見込）証明書を提出ください。
	④公金収納状況確認書（環境整備課備付け） (注)転入予定の方（申込時に金山町に住所がない場合） 上記の確認書に併せて、現在市町村民税等を賦課されている市町村窓口にて納税証明書を取得ください。
	⑤反社会的勢力（暴力団員等）でないとの表明・確約に関する同意書（環境整備課付け）
	⑥その他（該当する方） 身体障がい者手帳の写し・婚姻届受理証明書等
選考方法	住宅に困窮する事情を調査し、入居者選考委員会にて、入居の資格を有しているかの審査を行い、入居決定いたします。
選考結果の通知	応募者に文書で通知します。※申込日から概ね3週間以内。 なお、入居決定者は、敷金の納入と町営住宅使用請書の受理後に、入居許可書が発行され、正式に入居することができます。
申込・問合せ先	環境整備課 管理係 Tel29-5627 ※入居を希望、検討されている場合は、事前にお部屋の内見等も行うことができますので、お気軽にお問い合わせください。

街なか町営住宅本町住宅B棟



玄関



ホール



浴室



洗面脱衣所



便所



寝室(和室)

街なか町営住宅本町住宅B棟



テラス



テラス



台所・食堂



台所・食堂



居間



物置

街なか町営住宅本町住宅B棟



物置



物置